

| | | |
|--------------------|--|--------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 1 | 「火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について | 令和6年7月11日 生活安全局 |
|--------------------|--|--------------------|

1 趣旨

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年7月12日（金）から令和6年8月16日（金）までの間

3 改正案の概要

(1) 現状

府令第19条は、武力攻撃事態における防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が火薬類を運搬する場合であって、当該部隊等の任務遂行上、一定距離以上を運搬する場合の交代運転要員の確保義務といった一部の運搬方法の基準について、これらにより難いときは、適用しないこととした上で、当該部隊等の長は公共の安全を確保するため必要な措置を講じることとしている。

(2) 改正概要

今般、国家防衛戦略において、「自衛隊の弾薬・燃料等の輸送・保管について、関係省庁との連携を強化し、更なる円滑化のための措置を講ずる」とされたことなどを踏まえ、

- 武力攻撃事態における防衛出動を命ぜられた自衛隊の部隊等については、運搬時の見張り人の配置義務についても適用除外とする
- 防衛出動（存立危機事態におけるものに限る。）を命ぜられ、出動待機命令を受け、又は防御施設構築の措置若しくは防衛出動下令前の行動関連措置を命ぜられた自衛隊の部隊等についても、同様の適用除外措置を講じる

こととするもの。

4 施行期日

未定

| | | |
|---|----------------|-----------|
| 公安委員会 | クローズド環境下での生成AI | 令和6年7月11日 |
| 説明資料No. 2 | 利用環境の構築・検証について | 長官官房 |
| <p>1 概要</p> <p>警察庁の業務の合理化・高度化を図るため、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）の施策として、クローズド環境においてP-WAN端末から生成AIを利用できる環境を構築するとともに、当該環境を用いた検証等を実施し、令和6年度末に報告書として取りまとめるもの。</p> <p>※ BRIDGE：科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、CSTI（総合科学技術・イノベーション会議）が各省庁の研究開発等のイノベーション化につなげるための重点課題を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進するプログラム。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 検証環境の構築</p> <p>警察庁における資料作成・翻訳等の業務で利用するためのクローズドの検証環境を構築。</p> <p>(2) 機能検証等</p> <p>○ 構築した検証環境における以下の機能の試行を通じて、生成AIが出力する結果に係る評価・分析を行うとともに、AIモデルの学習を繰り返すなどし、業務での利用に向けた検証を実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 資料草案作成機能・ 文章要約機能・ 文章翻訳機能・ 文字起こし機能・ 質問応答機能・ プログラムコード生成機能・ データ分析機能 <p>○ 職員が生成AIを効果的に利用するための教育や、システムの運用保守に係る教育を実施。</p> <p>(3) 契約金額</p> <p>約7億円（699,772,205円）</p> | | |

| | | |
|----------------------------|---|----------------------------|
| <p>公安委員会 説明資料No. 3</p> | <p>「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について</p> | <p>令和6年7月11日 警 備 局</p> |
|----------------------------|---|----------------------------|

1 経緯

- オウム真理教主流派Alephは、昨年3月21日から現在まで、団体規制法第8条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金品等（お布施等）の受贈与が禁止されている。
- Alephは、再発防止処分決定以降も、依然として観察処分に基づく要報告事項のうち構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。
- このため公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である本年9月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。
- 同法第12条第2項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、令和6年6月14日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。

2 再発防止処分の内容

- 施設の全部又は一部の使用禁止
八潮大瀬施設(一部使用禁止施設)の使用禁止場所を拡張（道場部分）
- 金品等の受贈与の禁止

3 警察庁長官の意見

当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。

4 今後の予定

7月下旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求

| | | |
|---|--------------------------------------|----------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 不正アクセス行為の禁止等に関する 法律違反事件被疑者の逮捕について | 令和6年7月11日 サイバー警察局 |
| <p>関東管区警察局・警視庁ほか15道府県警察合同捜査本部は、みだしの事件で被疑者を逮捕した。</p> | | |
| <p>1 逮捕年月日</p> | | |
| <p>令和6年7月9日（火） 通常逮捕</p> | | |
| <p>2 被疑者</p> | | |
| <p>無職 44歳男性</p> | | |
| <p>3 事案の全体像</p> | | |
| <p>被疑者の指示の下、令和4年から5年にかけて、犯行グループが組織的に、インターネットバンキングに係る不正送金を敢行していたもので、被害は少なくとも20件・1億2000万円以上に上るとみられる。</p> | | |
| <p>4 逮捕事実の概要・適用罪名</p> | | |
| <p>被疑者は、共犯者と共謀の上、他人の識別符号を使用して不正アクセス行為をしようと考え、法定の除外事由がないのに、令和5年1月、A銀行が設置して管理する認証サーバコンピュータに、Bを利用権者として付された識別符号を入力して、不正アクセス行為をしたもの。</p> | | |
| <p>（適用罪名）不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反</p> | | |
| <p>5 サイバー特別捜査部の主な捜査</p> | | |
| <p>サイバー特別捜査部は、関係都道府県警察による関係被疑者の検挙等、長期にわたる捜査を通じて得られた情報を集約・分析するとともに、</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪収益である暗号資産の追跡捜査・ 関係被疑者のSNSアカウントに係る捜査 | | |
| <p>を実施することで、事案の全体像のあぶり出しと犯行グループの首魁とみられる本件被疑者の特定を行った。</p> | | |